

● 建設事業における労務費率・保険料率一覧表

(令和6年4月1日改定)

業種番号	事業の種類	工事開始日が平成24年4月1日～平成27年3月31日のもの		工事開始日が平成27年4月1日～平成30年3月31日のもの		工事開始日が平成30年4月1日～令和6年3月31日のもの		工事開始日が令和6年4月1日～のもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	18%	1000分の89	19%	1000分の79	18/19%	1000分の64・62	19%	1000分の34
32	道路新設事業	20%	16	20%	11	19%	11	19%	11
33	舗装工事業	18%	10	18%	9	17%	9	17%	9
34	鉄道又は軌道新設事業	23%	17	25%	9.5	24%	9	19%	9
35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	21%	13	23%	11	23%	9.5	23%	9.5
38	既設建築物設備工事業	22%	15	23%	15	23%	12	23%	12
36	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は据付けに関するもの その他のもの	38%	7.5	40%	6.5	38%	6.5	38%	6
		21%		22%		21%		21%	
37	その他の建設事業	23%	19	24%	17	24%	15	23%	15

※業種番号「31」については、工事開始日が平成30年4月1日～令和3年3月31日のものは、労務費率が18%、保険料率が64/1000
工事開始日が令和3年4月1日～令和6年3月31日のものは、労務費率が19%、保険料率が62/1000

消費税率引き上げに伴い、平成25年10月1日～平成27年3月31日に事業開始したものは、請負金額に108分の105を乗じて得た額に、所定の労務費率を乗ずる必要がありましたが、労務費率の改定に伴い平成27年4月1日以降に開始した事業については必要ありません。ただし、**消費税抜きの請負金額**に所定の労務費率を乗じることとなりますのでご注意ください。

なお、事業開始日が平成27年3月31日以前であって令和4年度中に終了した事業については、昨年同様、消費税込みの請負金額に108分の105を乗じて得た額に、事業開始時の所定労務費率を乗ずる必要があります。

◎ 一括有期事業報告書の「請負代金から控除する額」について

請負代金から控除することのできる控除対象工事用物は、**「機械装置の組立て又は据付けの事業」(業種番号 36)の機械装置のみ**です。これ以外の事業の種類では、請負代金からの控除が認められておりませんのでご注意ください。

機械装置の範囲

- | | | |
|---------------|-----------------|---------------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 6. 抄紙機 (改造) | 12. エレベーター |
| 2. 火力発電所ボイラー | 7. 連続鑄造機 | 13. エスカレーター |
| 3. 原子炉 | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 14. 石油精製、石油化学プラント |
| 4. ゴミ焼却装置 | 9. 電気集塵装置 | 15. 水力発電設備 |
| 5. 原子力発電所タービン | 10. ガス発生装置 | 16. 索道 (ロープウェイ、
ゴンドラリフト、リフト) |
| | 11. 水処理設備 | |